

現況報告書

申請者	氏名			
	住所	盛岡市	電話番号	

市確認欄	申請者 チェック欄	確 認 事 項	備考欄
		1 市の区域内の給水区域 ^{※1} 以外の区域に居住している。	必須 要綱第 2 (5)
		2 盛岡市飲用井戸等整備事業補助金交付要綱（平成28年告示第 253号）第3に規定する区域に該当しない区域に居住している。	
		住所 住宅 ^{※2} に飲用水を供給することができる飲用井戸等 ^{※3} 又は供給施設 ^{※4} が存在しない。 盛岡市確認日： 年 月 日 確認者：	要綱第 2 (5)ア
		4 住宅に接続された供給施設の廃止が決定している。 （供給施設の廃止の決定がわかる書類の写しを添付してください。）	要綱第 2 (5)イ
		5 申請をする日前1年以内のいずれかの日において、当該住宅に接続された飲用井戸等から得られた飲用水 ^{※5} の水質について、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第 101号。）本則の表の上欄に掲げる事項のうち、同表の下欄に掲げる基準に適合しない事項があった。 （水質検査の結果がわかる書類の写しを添付してください。）	要綱第 2 (5)ウ
		6 申請をする日前1年以内のいずれかの日において、住宅に接続された飲用井戸等に係る給水栓から採水した飲用水について、濁度の値が2.0度以上であった。 測定結果 _____度 盛岡市確認日： 年 月 日 確認者：	
		7 申請をする日前1年以内のいずれかの日において、住宅に接続された飲用井戸等に係る給水栓から得た飲用水ににごりがある。 （にごり状況がわかる写真を添付してください。） ※季節によってや降雨後ににごる場合は、平常時（にごりがない時）とにごっている時の両方がわかる写真を添付してください。撮影日がわかるものにしてください。	
		8 申請をする日前1年以内のいずれかの日において、住宅に接続された飲用井戸等に係る給水栓からの吐水量の最大値が1秒当たり283ml未満であった。 3,000ml採水に要した時間 _____秒 （吐水量の計測方法：給水栓を全開にし60秒間流水後、3,000mlビーカーに取水が完了するまでの時間を計測する。） 吐水量（_____秒/3,000ml） = _____ml/秒 盛岡市確認日： 年 月 日 確認者：	要綱第 2 (5)エ
		9 過去に飲用井戸等の整備に関し補償又は補助金の交付を受けていない。	必須 要綱第 3

※1 給水区域 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第 48号）別表の左欄に掲げる区分に応じて同表の当該右欄に定める区域をいう。

※2 住宅 自己の居住の用に供する家屋又は家屋のうち自己の居住の用に供する部分をいい、地方税法施行令（昭和25年政令第 245号）第36条第2項に規定する別荘を除く。

※3 飲用井戸等 住宅に飲用水を供給するために取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水をする施設のうち個人が設置するものをいう。

※4 供給施設 住宅に飲用水を供給するために取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水をする施設のうち飲用井戸等以外のものをいう。

※5 飲用水 飲用その他日常生活の用に供する自家用の水をいう。

記載例

現況報告書

赤点線部分は、市が現況調査を行なった結果を記入します。申請者は記載不要です。

申請者	氏名	盛岡 太郎	
	住所	盛岡市 〇〇1-1	電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

市確認欄	申請者 チェック欄	確認事項		備考欄
	レ	1	市の区域内の給水区域 ^{※1} 以外の区域に居住している。	必須 要綱第 2 (5)
	レ	2	盛岡市飲用井戸等整備事業補助金交付要綱（平成28年告示第 253号）第3に規定する区域に該当しない区域に居住している。	
		住所	住宅 ^{※2} に飲用水を供給することができる飲用井戸等 ^{※3} 又は供給施設 ^{※4} が存在しない。 盛岡市確認日： 年 月 日 確認者：	要綱第 2 (5)ア
		4	住宅に接続された供給施設の廃止が決定している。 （供給施設の廃止の決定がわかる書類の写しを添付してください。）	要綱第 2 (5)イ
		5	申請をする日前1年以内のいずれかの日において、当該住宅に接続された飲用井戸等から得られた飲用水 ^{※5} の水質について、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第 101号。）本則の表の上欄に掲げる事項のうち、同表の下欄に掲げる基準に適合しない事項があった。 （水質検査の結果がわかる書類の写しを添付してください。）	要綱第 2 (5)ウ
		6	申請をする日前1年以内のいずれかの日において、住宅に接続された飲用井戸等に係る給水栓から採水した飲用水について、濁度の値が2.0度以上であった。 測定結果 度 盛岡市確認日： 年 月 日 確認者：	
		7	申請をする日前1年以内のいずれかの日において、住宅に接続された飲用井戸等に係る給水栓から得た飲用水ににごりがある。 （にごり状況がわかる写真を添付してください。） ※季節によってや降雨後ににごる場合は、平常時（にごりがない時）とにごっている時の両方がわかる写真を添付してください。撮影日がわかるものにしてください。	
		8	申請をする日前1年以内のいずれかの日において、住宅に接続された飲用井戸等に係る給水栓からの吐水量の最大値が1秒当たり283ml未満であった。 3,000ml採水に要した時間 秒 （吐水量の計測方法：給水栓を全開にし60秒間流水後、3,000mlビーカーに取水が完了するまでの時間を計測する。） 吐水量（ 秒/3,000ml） = ml/秒 盛岡市確認日： 年 月 日 確認者：	要綱第 2 (5)エ
	レ	9	過去に飲用井戸等の整備に関し補償又は補助金の交付を受けていない。	必須 要綱第 3

※1 給水区域 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第 48号）別表の左欄に掲げる区分に応じて同表の当該右欄に定める区域をいう。

※2 住宅 自己の居住の用に供する家屋又は家屋のうち自己の居住の用に供する部分をいい、地方税法施行令（昭和25年政令第 245号）第36条第2項に規定する別荘を除く。

※3 飲用井戸等 住宅に飲用水を供給するために取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水をする施設のうち個人が設置するものをいう。

※4 供給施設 住宅に飲用水を供給するために取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水をする施設のうち飲用井戸等以外のものをいう。

※5 飲用水 飲用その他日常生活の用に供する自家用の水をいう。